新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度における 指定医の申請手続について

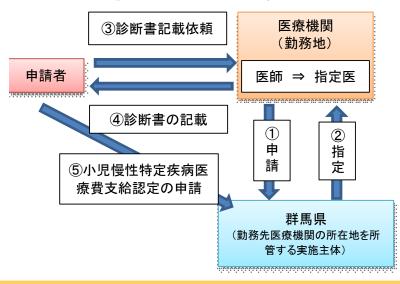
1. 指定医について

「児童福祉法の一部を改正する法律」(以下「法」といいます。)が、平成27年1月1日から施行となり、新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施されます。

新制度では、都道府県知事等が医師の指定(以下「指定医」といいます。)を行うこととしており、 平成27年1月1日からは、指定医のみが小児慢性特定疾病患者の医療費助成に係る支給認定申請に必要な医療意見書(診断書)を作成できることとなり、**指定医以外が作成した診断書は認められません。**

指定医の指定を受けるためには、申請の手続が必要になります。下記をご参照の上、手続きをお願い します。

2. 指定医の申請手続と小児慢性特定疾病医療費支給認定の流れについて



3. 指定医の申請手続について

【申請手続】

勤務する医療機関の所在地が群馬県内(前橋市・高崎市以外)にある方で、指定医の指定を受けようとする方は下記の書類を群馬県に提出してください。(郵送可)

【提出書類】

- ①小児慢性特定疾病指定医指定申請書(様式第1号)
- ②経歴書(様式第2号)
- ③医師免許証の写し(裏面に記載のあるものは、裏面も添付のこと)
- ④専門医に認定されていることを証明する書類の写し(専門医資格がある方のみ)

【申請書類の提出先 (郵送先)】

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県健康福祉部保健予防課疾病対策係 あて

- ※申請先は、勤務先の医療機関(診断書を作成する可能性のある医療機関すべて)の所在地を管轄する 都道府県知事・ 指定都市市長・中核市市長あてとなります。
- 例1) 前橋市にある医療機関に勤務 → 前橋市へ申請 高崎市にある医療機関に勤務 → 高崎市へ申請
- 例2)前橋市と渋川市の2カ所の医療機関に勤務 → 群馬県(渋川市を管轄)と前橋市へ申請
- 例3) 渋川市と桐生市の2カ所の医療機関に勤務 → 群馬県(渋川市と桐生市を管轄)へ申請

4.指定医の職務・要件・有効期間について

【職務】

- ①小児慢性特定疾病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書(医療意見書)を作成すること。
- ②患者データ (医療意見書の内容)を登録管理システムに登録すること。
 - ※②の詳細については現在、厚生労働省で検討中です。

【要件】

以下の①②いずれかの要件を満たす医師であること。

- ①疾病の診断又は治療に5年以上(※1)従事した経験があり、関係学会の専門医(※2)の認定を 受けていること
- ②疾病の診断又は治療に5年以上(※1)従事した経験があり、都道府県等が実施する研修(※3)を終了していること。
- ※1 医師法(昭和23年法律第201号)に規定する臨床研修を受けている期間を含む。
- ※2 別紙「専門医学会名及び専門医名称」をご覧下さい。
- ※3 専門医資格を持たない医師については、<u>診断又は治療に5年以上従事した経験を有しており、小児慢性特定疾病の診断及び治療に従事した経験を有する場合には、経過措置として指定医になることができます。ただし、平成29年3月31日までに知事が行う指定医研修を受講しなければ、その指定の効力を失うこととなります。</u>
 - ・知事が行う研修については現在、厚生労働省で内容検討中のため開催未定です。
 - ・研修会の開催が決定いたしましたら、受講意思のある方へ別途ご案内を致します。 また群馬県のホームページ等でも情報提供をいたします。

【指定の有効期間】

「指定医」の指定は、5年ごとの更新制です。

5. 留意事項

- 〇指定審査後、群馬県から申請者宛に指定通知を送付します。
- 〇指定後、氏名や勤務先医療機関等を群馬県のホームページ等で公表します。
- 〇氏名や住所、勤務先医療機関の変更等があった場合は届け出が必要です。様式については、今後 群馬県のホームページ等に掲載予定です。

群馬県ホームページ (http://www.pref.gunma.jp/index.html)

6. 小児慢性特定疾病医療費助成制度(指定医申請関係)の問い合わせ先

○勤務先の医療機関の所在地が群馬県内の方 群馬県庁保健予防課 電話:027-226-2611

(前橋市、高崎市以外)

○勤務先の医療機関の所在地が前橋市の方 前橋市保健センターこども課 電話:027-220-5702

○勤務先の医療機関の所在地が高崎市の方 高崎市保健所保健予防課 電話:027-381-6112